

令和2年長浜市農業委員会7月定例総会会議録

令和2年7月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1 番	小畑 義彦	2 番	伊藤 泰子
	3 番	布施 善明	4 番	阿辻 康博
	5 番	西橋 絹子	6 番	廣田 重夫
	7 番	八若 和美	9 番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

- 議案第492号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第493号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第494号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第495号 農用地利用集積計画案について
議案第496号 土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

10番 大塚 高司 11番 堀田 繁樹

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年7月定例総会を開催させていただきます。東京などでは、夜の街を中心にまだまだ新型コロナウイルス感染者が増加していますが、経済活動も徐々に再開されてきており、各個人が責任ある行動をとり、新たな日常として受け入れながら乗り切っていく段階に入ってまいりました。本市におきましても、長浜市くらし、経済再生プランを策定し、収束状況に応じて、感染症対策・くらし再生対策、経済再生対策に取り組んでまいります。農業支援策におきましても、第1弾はJAと連携して進めています、玉ねぎ及びキャベツの支援でしたが、今後もコメ在庫の現状から獲れ秋の米価下落も心配されており、市への意見具申に、農家の声と適切な支援策が盛り込んで要望できますよう、委員の皆様方には、今後とも日頃からの情報収集や意向把握などにつきましてお願いいたします。

なお、本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、6月19日、滋賀県農業会議の第123回通常総会並びに常設審議委員会が守山市において開催され、会長に出席していただきました。当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が3件、4条申請が3件、5条申請が5件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る7月3日に当番委員、14番の中島一枝委員、15番の近藤和夫委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提

出しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

梅雨の最中、長引く雨の中で心配されますのが、野菜等、作物の管理などが大変になってきていると思います。水稻に関しましても、同じ様にお聞きしております。新型コロナウイルスや長引く雨におわれていますが、大きな災害に見舞われていないのが幸いと思われれます。皆様方におきましても、何かとお忙しい中、ご出席ありがとうございます。

本日の議事録署名委員報告ですが、10番の大塚高司委員、11番の堀田繁樹委員、両委員よろしくお願いします。

それでは、会議にはいります。本日も大変多くの議案がございます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田1筆、89㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は宅地、北は宅地と雑種地です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は5件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理

通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田1筆、783㎡を売買により賃貸駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は雑種地、南は水路と市道、北は市道です。

番号2、土地の表示、東上坂町地先、田1筆、958㎡、畑1筆、16㎡、合計974㎡、を売買により太陽光発電施設に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東と西は農地、南は里道、北は水路です。

番号3、土地の表示、大辰巳町地先、田5筆、1,596㎡、畑2筆、317㎡、合計1,913㎡、を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は水路、里道、西は水路と県道、南は宅地と農地、北は水路と農地です。

番号4、土地の表示、小堀町地先、畑2筆、472㎡、を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は宅地、北は水路と市道です。

番号5、土地の表示、小堀町地先、畑1筆、201㎡、を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は里道と宅地です。

続いて、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和2年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、山階町地先、畑1筆、380㎡のうち192.9㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は里道、南は里道、西は道路です。

番号2、土地の表示、本庄町地先、畑1筆、175㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は市道、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計5筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田5筆、4,108㎡の解約です。番号1から番号5のすべてが相対による利用権の解約です。次に、番号1は転用目的に係る解約です。番号2から番号5までは、中間管理事業であり、これについても転用目的に係る解約です。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第492号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第492号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和2年7月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町東阿閉地先の畑1筆、604㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈等の管理がされておりました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、西浅井町山門地先の田1筆、531㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ、草刈り等管理されておりました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、湖北町山本地先の田1筆、3417㎡、畑2筆、150㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は青地の田1筆と白地の畑2筆で、現地確認をしたところ、田も畑も作付けの準備をされておりました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地の耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったも

のです。

以上、番号1から番号3につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第492号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第492号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第492号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第493号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第493号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてこれを許可することについて意見を求めます。令和2年7月10日提出 長浜市農業委員会会長名。

議案第493号につきましては、今月の締切までに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる6月19日に、農地等調査委員会の將亦委員長、14番の中島一枝委員、18番の保積郷司委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年7月3日に、14番の中島委員、15番の近藤委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、力丸町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けていたしております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、力丸町地先、田、78㎡、転用目的を道路敷地とした申請です。周囲の状況は、北と南は農地、東は道路、西は水路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、昭和58年に住宅を新築した際に、接続道路が狭小のため、進入路として造成され現在に至ったものです。申請人は、現在の進入路を法面からL形擁壁をすることで通行が十分な幅員を確保するための計画を立てたところ、農地の造成に対して農地転用が必要であることを認知され申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、石田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けていたしております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、石田町地先、畑、244㎡、転用目的を住宅敷地及び駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、北と

東と西は宅地、南は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されて住宅が建っております。これは、昭和62年に居住されて現在に至っております。申請人は、昨年末に相続された際、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、三川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。また、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められていることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、三川町地先、田、941㎡、転用目的を資材置場、駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南は道路、東は河川と申請人所有農地、西は雑種地です。

写真をご覧ください。申請人は、琵琶湖の湖岸の海藻を有効利用し、肥料にするプロジェクトを立ち上げられ、作業場所を探しておられたところ自宅に近く、現在資材や農機具等置場として利用している土地に隣接している申請地を適地として申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第493号について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(北村委員)

番号1について、こちらは公道、私道、どちらになるのですか。

(事務局)

申請人の住宅への進入路となり、私道になります。

(北村委員)

奥の方までということですか。

(事務局)

奥の方に申請人の自宅があり、本来は奥の方に町道があるのですが狭く、昭和58年に住宅を新築した際に、こちらの方に進入路として造成され現在に至ったものです。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第493号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第494号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第494号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてこれを許可することについて意見を求めます。令和2年7月10日提出 長浜市農業委員会会長名。

議案第494号につきましては、今月の締切までに5件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、新居町地先の案件です。この案件については、令和2年3月10日の定例総会において許可をいただいておりますが、申請地番の誤りがあり、再度申請されたものです。

スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また、申請地は、長浜市役所びわ支所から南東へ500mほどに位置します。公共施設から概ね500m以内に位置していることから第2種農地に判断します。第2種農地の場合は、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はな

く、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

（近藤委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、新居町地先、畑、159㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東西南北全て道路です。写真をご覧ください。申請地はすでに車庫敷地となっています。

これは、譲受人が譲渡人との間で昭和63年に売買の話がまとまり、建築されたことです。譲受人は、申請地の西側の住宅に居住しています。今回、地積調査により申請地の農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、周囲は全て道路でありますし、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、大津町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

（中島委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、大津町地先、畑、59㎡、契約内容は売買で、転用目的を物置及び住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北と東は農地、南は道路、西は農地と宅地です。写真をご覧ください。譲受人は、家庭菜園の資材物置の設置場所を探しておられ、今回譲受人の住宅隣接地で樹木の管理に困っておられる譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、森町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中

ほどに位置します。また、申請地は、沿道に水道管と下水道管が埋設され、医療施設が3か所、500m以内に位置することから第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、森町地先、田、271㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫及び駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は雑種地、西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、一部造成されています。これは、昭和45年頃に譲渡人の先代が農業用倉庫として建設されたものです。譲受人は、申請地の北側に居住しております。今回、自宅近くに駐車場と倉庫設置場所を探しておられたところ、地元から離れて住んでおられ管理に困っていた譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町柏原地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。また、申請地は、長浜市役所高月支所から西へ100mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。

第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町柏原地先、田、1,764㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、北と西は道路、東は宅地と道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、湖北、湖東地域を中心に不動産業を営んでおり、建売分譲宅地の販売や土地の仲介を主に事業展開している会社です。今回、長浜市北部を中心に建売分譲宅地用地を探されていたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、小谷上山田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、近藤委員よりご報告をいただきます。

(近藤委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、小谷上山田町地先、畑、330㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は道路、東と西は宅地、南は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、一部造成されています。これは平成25年に譲渡人が貸資材置場として利用されたときに整備し、現在に至っており、今回の申請にあたって、農地等調査委員会の当番員協議の結果、表土をめぐり是正をされております。譲受人は、集落内に居住しており、家族が増えたこともあり、現在居住の家が手狭になり住居の建設計画を立てられ、集落内で適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第494号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(堀田委員)

番号1については、私は地元委員であり、本案件は正しくは3月の申請時の申請地番と面積が誤っておられたため、再度申請されたものです。私も申請人の方に案内していただき、再度現地確認をさせていただきました。

(事務局)

3月の申請について補足説明させていただくと、その筆の所有者は今回の譲渡人であり、農地転用が未手続で現況は非農地です。勘違いされ、申請されましたが、農地転用が必要なところであり、結果的に手続きが完了となり、有効な状態となっています。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第494号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第495号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第495号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年7月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。農用地利用集積計画集計をご覧ください。相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が1人で、筆数は5筆、合計の面積で、14,745㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者1名、取得者1名、筆数は6筆、面積は13,877㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されているページの番号1から番号5につきましては相対によるもので、認定農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手及び所有権移転の受け手につきましてはいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第495号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

この裁決には参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。本日の裁決には、19番の池田美由紀委員以外にはないと思われませんが、

お気づきでしたら挙手を願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは諮問をうけました、議案第495号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第496号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第496号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年7月10日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました29件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第496号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第496号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

次に、報告及び協議事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年7月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年8月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年8月11日、火曜日の午

後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくお願いします。

3点目、令和2年8月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年8月3日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、17番の家倉委員、18番の保積委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和2年7月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年7月21日、火曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、20番の松居委員、1番の小畑委員です。よろしくお願いします。

続きまして、その他協議、連絡事項でございますが、ご案内させていただいております通り、総会終了後、農地等調査委員会を行いますので、3B会議室に担当委員の方はお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

(布施委員)

農地利用最適化推進委員会よりお知らせとお願いがございます。令和2年度の農地パトロールが7月13日から8月21日までの間、実施されます。委員の皆様には色々とお世話になりますが、事務局よりの実施要領をご確認いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。なお、日程につきましては、農地最適化推進委員会で調整等をさせていただき、昨年に比べて約10日程、前倒しとなっております。ご協力をよろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、ご説明がありました通り、農地パトロールがございます。委員の皆様には大変お忙しい中とは存じますが、是非ともご協力をお願いいたします。

他にございませんか。

(北村委員)

農業振興委員会よりお知らせがございます。本年度の意見交換会は、8月7日に農業振興委員と女性農業者にご参加いただこうと思います。その他、参加されたい方もおられるとは思いますが、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

皆様のご理解、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

他にご意見はございませんか。ご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。

す。ご苦労様でした。

また、活動記録につきましては、机の上に置いて提出してください。

(閉会)